

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月2日

【会社名】 株式会社 共和電業

【英訳名】 KYOWA ELECTRONIC INSTRUMENTS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 淑夫

【本店の所在の場所】 東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1

【電話番号】 042 - 489 - 7211

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 田中 義一

【最寄りの連絡場所】 東京都調布市調布ヶ丘3丁目5番地1

【電話番号】 042 - 489 - 7211

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 田中 義一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年3月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金8円 総額 205,719,120円

ロ 効力発生日

平成25年3月29日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、星 淑夫、猪又信彦、山口幸夫、館野 稔、野山和正、新藤喜代次、田中義一、斎藤美雄、鈴木芳博、石塚正治、三浦武の11氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山下晴久氏を選任する。

なお、山下晴久氏は斎藤美雄氏の補欠としての選任ではなく、その任期は当社定款の定めにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の定時株主総会終結の時までとする。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役石川正則、山下晴久の両氏、ならびに平成24年12月31日付をもって監査役を辞任の斎藤美雄氏に対して、退職慰労金をそれぞれ当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) |
|------|------------|------------|------------|------|--------------------|
|------|------------|------------|------------|------|--------------------|

| | | | | | |
|--|--------|-------|---|----------|----------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 18,794 | 23 | 0 | (注) 1 | 可決 99.85 |
| 第2号議案 取締役11名選任の件 | | | | | |
| 星 淑夫 | 18,402 | 415 | 0 | (注) 2 | 可決 97.76 |
| 猪又 信彦 | 18,622 | 195 | 0 | | 可決 98.93 |
| 山口 幸夫 | 18,620 | 197 | 0 | | 可決 98.92 |
| 館野 稔 | 18,622 | 195 | 0 | | 可決 98.93 |
| 野山 和正 | 18,622 | 195 | 0 | | 可決 98.93 |
| 新藤 喜代次 | 18,622 | 195 | 0 | | 可決 98.93 |
| 田中 義一 | 18,622 | 195 | 0 | | 可決 98.93 |
| 斎藤 美雄 | 18,622 | 195 | 0 | | 可決 98.93 |
| 鈴木 芳博 | 18,622 | 195 | 0 | | 可決 98.93 |
| 石塚 正治 | 18,622 | 195 | 0 | | 可決 98.93 |
| 三浦 武 | 18,620 | 197 | 0 | 可決 98.92 | |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | 18,799 | 18 | 0 | (注) 2 | 可決 99.87 |
| 第4号議案 退任取締役および退 任監査役に対し退職 慰労金贈呈の件 | 16,953 | 1,864 | 0 | (注) 1 | 可決 90.07 |

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認のできない議決権数は加算しておりません。